

論 点

1. 内閣人事局の機能・組織編成等
2. 定数の設定及び改定

<別紙参考資料>

- 別紙1：国家公務員の人事行政に関する業務及び人事行政に関連する業務等の現状
(第1回 顧問会議資料)
- 別紙2：内閣官房の組織について
(第6回 ワーキンググループ資料)

論点1 内閣人事局の機能・組織編成等

1 現行体制

現行の国家公務員の人事行政においては、個々の制度によって所管官庁が分かれている。(別紙1参照)

2 新制度の概要 ～内閣人事局が担う機能～

●内閣人事局は以下の機能を担う。〈基本法第11条第1号〉

- (1) 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について国民に説明する責任を負う
- (2) 第5条4項各号に掲げる事務(いわゆる「一元管理事務」(※))及び
- (3) これらに関連する事務を所掌するものとする。

(※) 一元管理事務

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 幹部職員等の各府省ごとの定数の設定・改定 | ⑦ 他の職員の府省横断的配置の指針作成 |
| ② 幹部候補育成課程の統一的基準作成・運用管理 | ⑧ 幹部職員等の適格性審査・候補者名簿作成 |
| ③ 課程対象者の研修の企画立案及び実施 | ⑨ 幹部職員等の人事情報管理 |
| ④ 課程対象者の府省横断的配置換の調整 | ⑩ 公募の推進 |
| ⑤ 管理職員の統一的な選考基準・運用管理 | ⑪ 官民人材交流促進 |
| ⑥ 管理職員の府省横断的配置換の調整 | |

●(1)(2)(3)の機能を実効的に発揮する点から、総務省・人事院等の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について必要な範囲で内閣人事局へ移管する。〈基本法第11条第2号〉

<参考> 6月3日参・内閣委

○松井孝治君

内閣人事局の機能、人事もそうですけれども、機能をどう位置付けるかというのが非常に大事なんですね。それで、法案の十一条二号には、内閣人事局に必要な範囲で人事行政機能を移管するという趣旨が入っています。これは中央人事行政機関としての機能をどう再配分するかということだと思えるんですけども、具体的にこの内閣人事局にどういう機能を移管すべきと考えておられるのか、大臣、現時点でおっしゃれることをお願いいたします。

●国務大臣(渡辺喜美君)

御指摘のような部局は、例えば、総務省行管局の機構、定員関係事務とか、人事院給与局の級別定数を定める部局とか、人事・恩給局の事務、それから年金、共済関係の事務、こういったことが一応考えられますが、こういったことを内閣人事局へ移管を検討していくことになろうかと思えます。特に機構、定員関係事務や級別定数に係る部局は、修正後の五条四項一号によりまして、内閣人事局が幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定を担うこととの関係からも、移管ないし事務の見直しの対象になるものと考えております。

3 主な論点例

(1) 内閣人事局が担うべき機能の基本的な考え方

- ・ 内閣人事局が担う機能の基本的な考え方について
 - 内閣人事局は、幹部職員等の人事に係る内閣一元管理のほか、国家公務員全体の人事管理について、企画立案、方針決定、基準策定、目標設定等を行うことを基本とすることによいか。
 - ①内閣人事局以外が企画立案等を担うべきものは何か。
 - ②内閣人事局が企画立案等を行うもののうち、何を自ら実施するか。
 - ③各府省、人事院等との実施事務の役割分担についてどう考えるか。
 - ①内閣人事局の具体的事務の範囲（分野）をどう考えるか。②それぞれの事務について、企画立案、方針決定、基準策定、目標設定等のみを担うべきか、それとも実施も担うべきか。③各府省、人事院等との実施事務の役割分担についてどう考えるか。
- ・ 内閣人事局の事務と公務の公正・中立性との関係についてどう考えるか。例えば、以下のような取扱いについてどう考えるか。
 - 1 特に公正・中立性が求められる事務は、内閣人事局は担わない。
 - 2 特に公正・中立性が求められる事務は内閣人事局は企画立案等のみ担い、実施は人事院等が担う。
 - 3 内閣人事局が企画立案等、実施ともに担うが、その公正・中立性について
 - ア 人事院が当該事務についても、人事院規則で基準を定め、必要に応じ事前チェック又は事後チェックを行う。
 - イ 内閣人事局の事務実施により著しく公正・中立性が損なわれたと考えられる場合には、人事院が是正を勧告する、又は不利益を受けたと考える職員が人事院に対し不服申し立てを行えることとする。
 - ウ 内閣人事局自体にその事務実施の公正・中立性を確保するための仕組み（第三者委員会等）を設ける。

(2) 内閣人事局に移管する機能

【総論】

- ・ 関係行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能は、原則として内閣人事局に移管し、移管により生じる問題を別途の措置により解消できない場合にのみ移管しないこととするか。
- ・ 内閣人事局に移管する機能の移行時期についてどう考えるか。例えば、労働基本権の制約に伴う代償措置に関連する機能についてどう考えるか（労使関係制度の検討については、23年度法案国会提出を目標）。

【各論】

- ・ 各行政機関が担っている機能について、Plan（企画立案・基準設定）、Do（実施）、Check（事前チェック・事後チェック）、Action（改善）のどこまでが移管対象と考えるか。
- ・ 人事院の機能についてどう考えるか。
 - 労働基本権制約の代償機能
 - 公正中立性の確保機能 等
- ・ 総務省人事・恩給局の機能についてどう考えるか。
 - 人事行政部門の機能
 - 恩給行政部門の機能
- ・ 内閣府官民人材交流センター・再就職等監視委員会の機能についてどう考えるか。
- ・ 内閣官房内閣総務官室の機能についてどう考えるか。
 - 国会同意人事・認証官人事・内閣承認人事の庶務機能等
 - その他内閣の庶務機能
- ・ 総務省行政管理局の機能についてどう考えるか。
 - 機構・定員管理の機能
 - その他行政制度の基本的事項、機構・定員・運営の調整、独立行政法人制度、独立行政法人等の新設改廃審査、行政情報システム、行政機関・独立行政法人等の情報公開、個人情報保護等の機能
- ・ 財務省主計局給与共済課の機能についてどう考えるか。
 - 予算のうち給与に係る部分、国家公務員共済組合、旅費に関する機能
 - 政府関係機関の役職員の給与に関する機能
- ・ 財務省理財局国有財産調整課の機能についてどう考えるか。
 - 国家公務員の宿舍の設置、管理に関する機能
 - その他国有財産の管理及び処分調整、国有財産管理の企画・立案等の機能

(3) 内閣人事局の組織編成等（現行の内閣官房の組織については別紙2参照）

- ・ 内閣人事局長等の格付け
 - 内閣人事局長等は特別職とすべきか。国会議員が就任し得るポストとするか。また、内閣官房の幹部、各府省の幹部等との関係を踏まえ、その格付けはどうすべきか。
- ・ 内閣人事局の組織編成の基本的な在り方について
 - 局部課制（各府省に多い）とすべきか、スタッフ制（内閣官房の他の組

織) とすべきか。

- 内閣人事局の職員の人事の基本的あり方はどうあるべきか。
 - 人事配置をどうするか（民間人材の登用、出身府省との関係等）。
 - ノーリターンルールについてどう考えるか。

- 内閣人事局設置後、国家公務員制度改革推進本部及び同本部事務局との関係・役割分担について、どのように整理すべきか。

論点 2 定数の設定及び改定

1. 現行制度

- ① 行政の組織については、内閣法、内閣府設置法、国家行政組織法、各府省設置法等により規定。職員の定員については、行政機関の職員の定員に関する法律により規定。具体的な機構の新設改廃、定員の増減等については、総務省行政管理局が業務の内容・性質、必要性、緊急性、重要性等の観点から審査。
- ② 個々の官職については、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、人事院給与局が、給与の格付（指定職の格付、級別定数の設定）
- ③ 機構・定員管理、級別定数管理の結果を踏まえ、財務省主計局が、予算編成過程でそれらを適切に予算措置。
- ④ 内閣官房に置かれる内閣審議官、内閣参事官等のうち一定数は、その時々々の臨時的、突発的な政策課題に対応するため、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に弾力的に配置（いわゆる「柔軟化定数」。内閣審議官 6 人、内閣参事官 14 人、内閣事務官 20 人。事務は、内閣総務官室）

2. 新制度の概要

- | |
|--|
| <p>・ 幹部職員等（幹部職員及び管理職員をいう。）に係る各府省ごとの定数の設定及び改定を、内閣人事局が一元的に実施
（国家公務員制度改革基本法第 5 条第 4 項第 1 項）</p> |
|--|

3. 主な論点（例）

- ・ 内閣人事局が、幹部職員及び管理職員に係る各府省ごとの定数の設定及び改定を行うことにより、どのような効果を期待するか（例えば、各府省の幹部職員等のポストについて、府省横断的な弾力的再配分や、突発事態等に応じた弾力的配置を目指すのか）
- ・ 内閣人事局が定数の設定及び改定を行う範囲についてどう考えるか。幹部職員及び管理職員の定数と一般職員の定数を、別の行政機関が設定及び改定することについてどう考えるか。
- ・ 内閣人事局が定数の設定及び改定を行う場合に、以下の機能との関係についてどう考えるか。
 - －総務省の機構・定員管理に関する機能
 - －人事院の給与の格付、級別定数管理に関する機能
 - －財務省の予算（人件費を含む）に関する機能
 - －内閣総務官室のいわゆる柔軟化定数に関する機能

国家公務員の人事行政に関する業務及び人事行政に関連する業務等の現状

	人事院 第三者機関	総務省人事・恩給局 使用者機関	官民人材交流センター ・再就職等監視委員会	内閣総務官室	総務省行政管理局	財務省主計局給与共済課 ・理財局国有財産調整課
人事行政に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○給与等の勤務条件・人事行政の改善の勧告 ○試験、任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情処理、倫理保持、その他人事行政の公正確保・職員の利益保護等 	<ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員制度の企画、立案 ○人事管理の方針・計画等の総合調整 ○評価、能率、厚生、サービス、退職管理等 ○退職手当 ○特別職の給与 等 	<ul style="list-style-type: none"> 〈官民人材交流センター〉 ○離職後の就職援助 ○官民人材交流支援 〈再就職等監視委員会〉 ○再就職等規制違反行為の調査 ○再就職等規制の例外の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣の庶務 （～次官・局長等の任免の内閣承認 ～国会同意人事、 認証官人事） 		
人事行政の関連業務（下線）その他		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>恩給</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ○内閣の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政制度一般の基本的事項 ○行政の<u>機構・定員</u>・運営 ○<u>機構・定員</u>の審査 ○独立行政法人制度 ○独法等の新設審査 ○行政情報システム ○行政機関・独等の情報公開、個人情報保護 	<ul style="list-style-type: none"> 〈主計局給与共済課〉 ○<u>予算のうち給与に係る部分</u> ○政府関係機関の役職員の給与 ○旅費等 ○<u>国家公務員共済</u> 〈理財局国有財産調整課〉 ○国有財産管理 ○<u>国家公務員宿舎</u>

内閣官房の組織について

内閣

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房

内閣官房副長官(3人)

内閣総理大臣補佐官(5人)

・2名は国会議員、1名は公務員出身者が就くことが通例
・給与の格付けは、副大臣(年間給与額:2812万円)と同じ

・国会議員が就くことが多い
・給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ
※国会議員等が就く場合は大臣政務官(年間給与額:2398万円)と同じ。

内閣危機管理監

・公務員出身者が就くことが通例
・給与の格付けは、大臣政務官(年間給与額:2398万円)と同じ

内閣総務官室

内閣官房副長官補(3人)

内閣広報官

内閣情報官

- 内閣総務官(1)
- (内閣審議官(1))
- (内閣参事官(1))

・公務員出身者が就くことが通例
・給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

・公務員出身者が就くことが通例
・給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

・公務員出身者が就くことが通例
・給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

総理大臣官邸事務所

(内閣審議官(11))

(内閣参事官(21))

内閣広報室

(内閣参事官(4))

内閣情報調査室

(内閣審議官(2))

(内閣参事官(14))

内閣衛星情報センター

所長

総理大臣官邸事務所長

- 特別職(色塗り):内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官
- 一般職(色なし):内閣総務官、内閣審議官、内閣参事官、総理官邸事務所長、内閣衛星情報センター所長

<参考> 内閣官房以外に内閣に置かれる機関

○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)

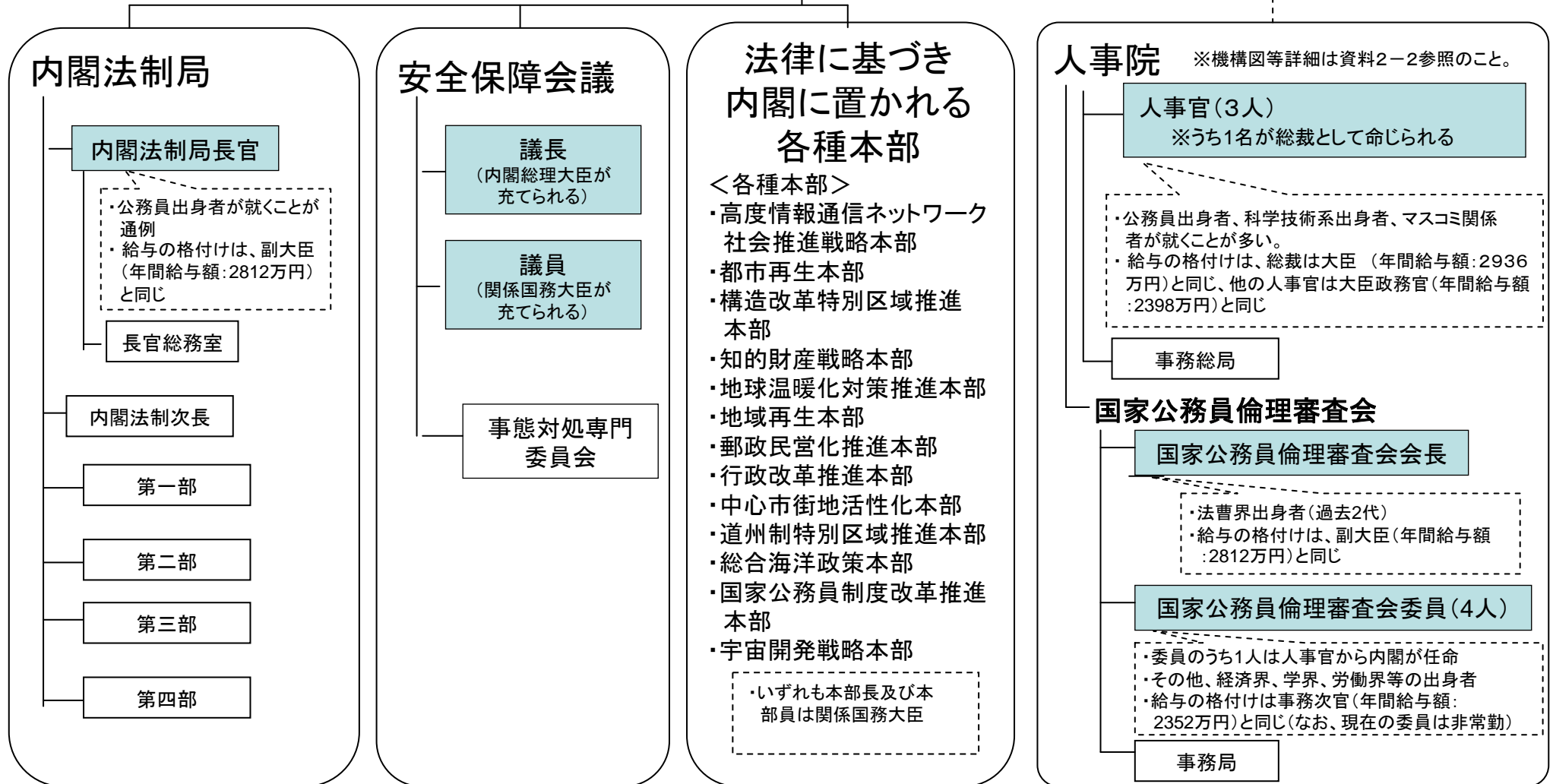
第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2・3 (略)

4 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

内 閣

(内閣の所轄)



○特別職(色塗り): 内閣法制局長官、安全保障会議議長・議員、人事院人事官、国家公務員倫理審査会会長・委員